アルテ・プラーサ　会則

（名称）

第1条　この会は、アルテ・プラーサ（以下「本会」という）と称する。

（事務所）

第2条　本会の事務所は、三島市長伏558－404に置く。

（目的）

第3条　本会は、平成30年4月26日に設立。文化・芸術に関する活動（事業）を行うことにより、地域の文化・芸術の振興および街づくりの推進に資することを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

* 1. 地域のアーティストの支援
	2. アーティストと地域の連携支援
	3. 文化・芸術活動を通じて、地域の街づくり、教育・福祉・産業経済活動に寄与
	4. 文化・芸術活動を通じた青少年の育成
	5. その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条　本会の会員は次の2種類とする。

1. 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
2. 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会の意思を会長に申し出、役員会の承認を得るものとする。

（会費）

　第7条　会費は、総会において定める会費を納入しなければならない。

1. 正会員　随時徴収
2. 賛助会員　随時徴収

（退会）

　第8条　会員は、退会の意思を会長に伝え、任意に退会することができる。

　2　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1. 本人が死亡した時
2. 会費を2年以上納入しないとき

（役員）

　第9条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　　1名
2. 副会長　1名
3. 会計　　1名
4. 監査役　2名

2　第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（職務）

　第10条　会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

　2　副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

　3　会計は、本会の出納事務を担当する。

　4　監査は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

（解任）

　第11条　役員は、心身の故障、会則違反、また社会的、道義的な責任を問われる行為により、職務の執行に堪えられないと認められたきは、役員会あるいは総会の決議により解任することができる。

（総会）

　第12条　本会の総会は、正会員を以って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときには、臨時に開催できるものとする。

2　総会は、以下の事項について決議する。

1. 会則の変更
2. 解散
3. 事業の変更
4. 事業報告及び収支予算
5. 役員の選任又は解任
6. その他会の運営に関する必要事項

 3　総会は、会長が書面又は電磁的方法により招集し、総会の議長は、会長がこれにあたる。

　4　総会は、正会員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

（役員会）

　第14条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

　2　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

　第15条　会長は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

　第16条　本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

（事務局）

　第17条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

（会計）

　第18条　本会の経費は、会費、助成金等をもって充てる。

 2　本会の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

　3　本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

（委任）

　第19条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

（変更）

　第20条　この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付則

　１　この会則は平成30年4月26日から施行する。

付則

　１　この会則は令和2年6月21日から施行する。

付則

　１　この会則は令和5年6月18日から施行する。

役員名簿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員名 | 氏　　　名 | 備　　　考 |
| 会長 | 坂田芳乃 |  |
| 副会長 | 木村由美子 |  |
| 会計 | 坂田芳乃 |  |
| 監査役 | 住　麻紀 |  |
| 監査役 | 中川亮一 |  |